**平成２９年（フ）第９０５９号**
東京都江戸川区東葛西５丁目13―１―1207
債務者　鈴木　幸二
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２９年（フ）第１３１１号**
東京都町田市南成瀬４丁目19番地15ワタヤマンションＮｏ．２
債務者　井上伊久代
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１２０１号**
東京都八王子市館町2059番地
債務者　榎本　　希
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第１２８９号**
東京都国分寺市西恋ケ窪１丁目17番地24第２西晴ビル202
債務者　土舘　優子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月22日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２９年（フ）第２６６１号**
神奈川県大和市中央１丁目７番17号　ドリームハイツ201
債務者　冨永美夕紀
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２６９１号**
神奈川県藤沢市葛原258番地の22　岩田方
債務者　相川　　香
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第２７３８号**
横浜市保土ケ谷区川島町520番地２　サンロイヤルＡ―102号
債務者　芥川かおり
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第９０４３号**
東京都東久留米市小山２丁目９―８―101
債務者　石原　裕二
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

## 破産手続廃止

**平成２９年（フ）第４２０号**
埼玉県飯能市東町33番５号
破産者　有限会社エム・マジック
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２９年（フ）第７０号**
佐賀県西松浦郡有田町南山丁336番地１
破産者　株式会社かん窯
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２９年（フ）第３５７号**
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目45番20号
破産者　株式会社寿家
1　決定年月日　平成29年12月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第５７１号**
東京都国分寺市西元町２丁目11番20号
破産者　有限会社エコライフクリーン
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第６００号**
宮城県大崎市古川休塚字南田93番地の１
破産者　ブロンズ有限会社
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６号**
山形県新庄市大町19番22号
破産者　株式会社清水商店
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成２９年（フ）第２８号**
福島県いわき市平赤井字畑子沢１番地76
破産者　いわきアカイテクノパーク協同組合
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所いわき支部

**平成２９年（フ）第６６号**
群馬県太田市東長岡町1157番地の４
破産者　有限会社司工業
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

**平成２９年（フ）第８３３号**
神奈川県茅ヶ崎市新栄町13番45号
破産者　有限会社Ｐｒｅｍｓ
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第５１６号**
川崎市中原区中丸子355―３
破産者　株式会社新成工業
1　決定年月日　平成29年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係